

福岡型地域包括ケアシステムの取り組みについて

1. 地域包括ケアシステムとは

- 1) 高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活が続けられるよう**介護、保健（予防）、医療、生活支援、住まい**の5分野のサービスを包括的かつ継続的に提供できる仕組みをいう。
- 2) 国において、平成23年6月改正の介護保険法（24年4月施行）に地域包括ケアの理念が規定され、福岡市においても、平成23年度に策定した「福岡市保健福祉総合計画」や「福岡市高齢者保健福祉計画」に「**福岡型地域包括ケアシステムの構築**」を位置付け、5つのサービスを一体化し、継続的かつ包括的に提供される仕組みを構築することを目指している。

2. 福岡型地域包括ケアシステム構築への取り組み状況

(1)「福岡型地域包括ケアシステム検討会議」の設置による検討(平成24年度～)

平成27年度からの地域包括ケアシステム稼働開始に向け、行政及び医療機関、介護サービス事業者、社会福祉協議会等の関係機関・団体等による検討会議を平成24年8月に設置し、それぞれが主体的な取り組みを行うとともに、相互の連携強化を図り、システムのあり方を検討している。



(2)各専門部会における検討事項(平成24年度～)

福岡型地域包括ケアシステム検討会議のもとに、各分野の部会を設置し、下記の事項について専門的検討を行っている。

- ・保健（予防）部会 [自立支援型介護の推進と介護予防に関する事項]
- ・医療部会 [在宅医療の推進に関する事項]
- ・介護部会 [介護サービスの質の向上に関する事項]
- ・生活支援部会 [生活支援サービスの充実に関する事項]
- ・住まい部会 [高齢者等への居住支援に関する事項]
- ・モデル事業検討部会 [モデル事業の実施及び評価に関する事項]

(3)社会資源調査(平成24年度)

◇診療所・病院、 ◇歯科標榜診療所・病院、 ◇薬局 ◇ケアマネジャー
◇訪問看護ステーション ◇医療機関の医療ソーシャルワーカー など
社会資源情報を一括管理し、双方向に提供・収集し、循環させる仕組みをつくる。

3. 平成 25～26 年度に行うモデル事業について

○平成24年度の福岡型地域包括ケアシステム検討会議や各専門部会、および関係機関からの聞き取りや社会資源調査等によって「医療と介護の連携が十分でない、とりわけ高齢者の退院支援に関する関係者間の連携が十分でない」という課題が抽出された。



◇モデル事業A(退院時連携事業)

退院予定の高齢者支援を通じて課題を抽出し、退院調整の円滑化及び医療と介護の連携強化を図り、医療や介護、生活支援等の一体的なサービスを提供するために、関係スタッフのネットワークを構築する。

○単身高齢者や高齢夫婦のみ世帯が増え、既存のサービスだけでは在宅生活を継続することは困難である。本格的な高齢社会に備え、地域における支えあい、助け合いの仕組みづくりが必要になってくる。



◇モデル事業B

(「高齢者地域支援会議(仮称)」及び「支えあい助け合いの地域づくり事業」)

地域自らが課題を見つけ、地域で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むための動機づけとして、市社会福祉協議会の「地域福祉ソーシャルワーカー・モデル事業」等を参考にしながら、地域の高齢者の実態の理解や地域課題の発見を行う。

さらに、地域において支えあい、助け合いの仕組みづくりを行っていく。

4. 今後の予定

平成 25 年度	(1) 検討会議・専門部会の継続開催 (2) 2区(東区・中央区)でのモデル事業の実施, 検証
平成 26 年度	(1) 検討会議・専門部会の継続開催(とりまとめ) (2) 7区でのモデル事業の実施, 検証
平成 27 年度	福岡型地域包括ケアシステム 稼働

